

議案第 83 号

東京都板橋区個人情報保護法施行条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

(業務の登録)

第 3 条 実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う業務については、次の各号に掲げる事項を帳簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、板橋区規則（以下「規則」という。）で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した業務を廃止し、又は変更したときは、当該業務に係る登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 実施機関は、前 2 項の規定により登録し、抹消し、又は修正したときは、監査のために、定期的に第 1 項に規定する帳簿の登録状況を、

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成８年板橋区条例第２６号）第１条に規定する東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告することができる。

４ 実施機関は、第１項に定める帳簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（開示決定等の期限）

第４条 開示決定等は、開示請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２ 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第５条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から４５日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（訂正決定等の期限）

第６条 訂正決定等は、訂正請求があった日から２０日以内にしなければならない。ただし、法第９１条第３項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問等)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用に係る細則を定めようとする場合

2 実施機関は、個人情報保護に係る施策の透明性を確保するため、個人情報の取扱いに係る状況について監査が必要であると認めるときは、定期的に審議会に報告することができる。

(費用負担)

第9条 法及びこの条例の規定による保有個人情報の開示請求に要する手数料その他の費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(委任)

第10条 法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(東京都板橋区個人情報保護条例の廃止)

第2条 東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第14条第2項又は第14条の2第2項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧条例第14条第2項の受託業務に従事していた者又は旧条例第14条の2第2項の指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第19条第1項から第3項まで及び第20条から第22条までの規定による請求がされた場合における

旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用の中止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報電子ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、旧条例の失効後も、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。